都立大学バイクボックス 取扱説明書

《特記事項》

(1) ボックス下部の鍵が無い区画があること。また、その鍵を紛失した場合、再発行はできず撤去になることを予め了承するものとします。

《注意事項》

(1)初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。使用する二輪車のサイズが区画のサイズ制 限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し 入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責 任を負いかねます。

(2) ボックス下部の鍵について

ボックス下部の鍵が無い区画があること。

また、下部の鍵が備わっている区画において、その鍵を紛失した場合、再発注が困難な鍵のため再発行はできず、鍵自体を撤去することになることを予め了承するものとします。

(3) 収納物

乙はボックスに次の各号の物品を収納できることができるものとします。

- ・その積載物または取り付け物を含め、全長2.3 m未満、幅1.4 m未満、高さ2.3 m 未満の車両。
- ・ヘルメットなどのバイク関連用品。

(4) 出入口の施錠

- ・乙は、退出時にボックス及び施設出入口の鍵を必ず施錠しなければならない。
- ・乙はこの鍵を紛失した場合は、直ちに甲に通知しなければならない。この場合、鍵の 交換費用は、乙の負担とする。
- ・乙は、甲と契約したボックスに、乙本人の鍵を使用することができる。

《ボックスへの立ち入り》

甲は、違反の疑いあるいは補修点検・防災上必要と判断した場合、事前に乙に通知の上、本ボックス内へ立ち入りができるものとする。尚、緊急の必要があると判断した場合、乙に通知なしに本ボックス内に立ち入り、収納物を搬出することが出来る。この場合甲は、乙に遅

滞なく報告するものとします。

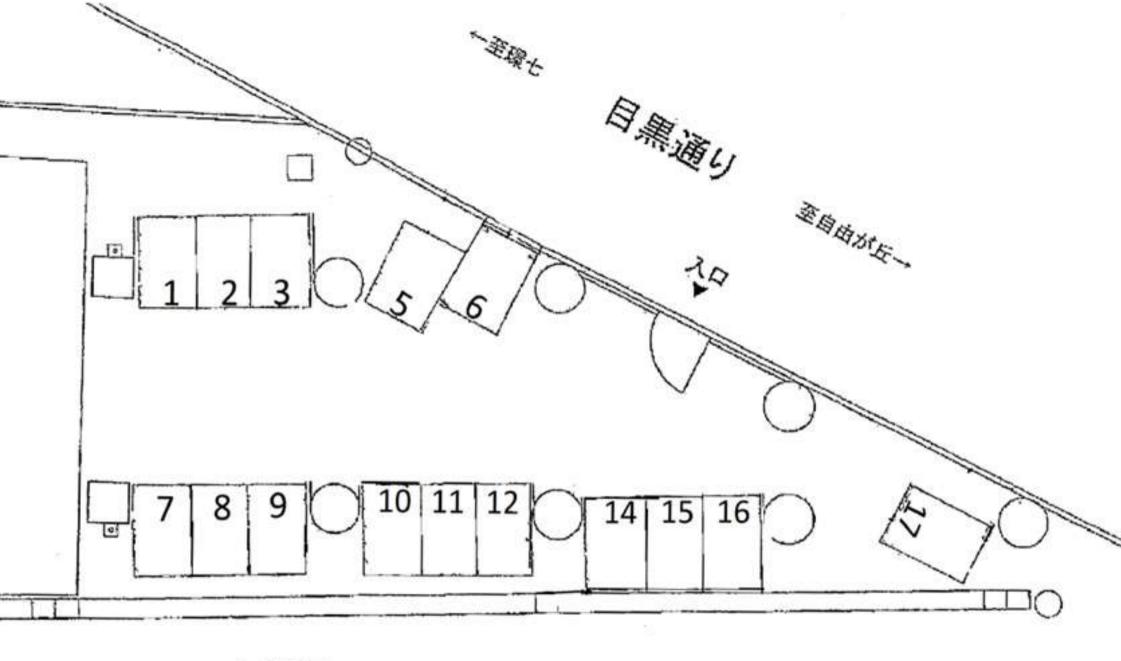
《甲の免責》

- 1 本駐車場は、甲が本駐車場に管理人を常駐させないことを予め了承したうえ利用する ものとします。これに伴い、本駐車場の利用中、乙あるいは乙自動二輪車、その他に如 何なる損害が生じても、甲は一切その責任を負いません。
 - 但し、甲の故意または重過失によるときはこの限りではありません。
- 2 ボックス前もしくはこれに至る経路に他の自動二輪車等が、無断もしくは違反駐車したため、乙の利用が妨げられた場合においても、乙は甲に対して何等の補償、損害賠償等は請求できないものとします。またこの場合、甲・乙協力して違反駐車等を排除するものとします。
- 3 ボックス内の自動二輪車等の滅失または盗難、火災・イタズラ等の第三者から受けた損害等、その他甲の責に帰すことのできない事由により乙の蒙った損害については、甲はその責を負わず、乙は事由の如何を問わず甲に対して金銭その他一切の請求は出来ないものとします。
- 4 本駐車場利用に伴う場内または車輌の出入庫時の交通事故等について、甲は一切その 責任を負いません。
- 5 本駐車場内に積雪がある場合でも、甲は原則として除雪作業はおこないません。また、 積雪により乙の利用が妨げられたとしても甲は一切その責任を負いません。

《禁止行為》

乙は次の各号に定める行為をしてはなりません。

- (1) ボックス内に、乙自動二輪車以外の車輌を駐車させる事および乙自動二輪車を本駐車場のボックス外に駐車させること。但し予め甲の承認を得た場合にはこの限りではありません。また、甲に対し承認を得るための届出を怠った場合には、無権限の自動二輪車等として取り扱われても乙は何等の異議申し立てが出来ないものとします。
- (2) 本駐車場を本契約の目的以外の目的で利用する事。
- (3) 本駐車場に仮設か否かを問わず工作物を設置する事。
- (4) 本駐車場(ボックス外)に備品・物品等(タイヤ・工具類など)を放置する事。
- (5) 本駐車場(ボックス外)にバイク、自転車を駐輪・放置する事
- (6) 本駐車場に可燃物・引火物・爆発物等その他危険物を持ち込む事。
- (7) 本駐車場内に吸殻・ゴミ等を投棄する事。
- (8) 本駐車場内で、不必要なアイドリング・騒音の撒き散らし等により近隣居住者等に 迷惑となる行為を行う事。
- (9) 本駐車場に契約者以外の自動車を駐車させる事。また、ナンバープレートが外され た車両や車検切れ車両等は駐車できません。
- (10) 他の本駐車場利用者に対し迷惑となる行為。その他、本駐車場に損害を及ぼす一切



一方通行

道路